

飯山市市道掘削復旧要領

飯山市 建設水道部 道路河川課

第1 趣旨

この要領は、飯山市道路占用規則（昭和31年飯山市規則第1号）の規定に基づき、道路の占用及び道路掘削を伴う工事の復旧について必要な事項を定めるものである。

第2 道路復旧の原則

道路の復旧工事は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とする。

第3 掘削及び埋め戻し

- (1) 舗装面の掘削にあたっては、事前に舗装カッターを用いて舗装を切断しなければならない。
- (2) 掘削跡の埋め戻しは、道路復旧標準断面図（別図）により、当日中に完了しなければならない。
- (3) 埋め戻し材料の締め固めについては、次の方法によらなければならない。
 - ア 路体及び路床土は、1層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに振動ローラー、サイドローラー、振動コンパクター又はランマー等（以下「転圧機械」という。）を使用して十分締め固めること。
 - イ 下層路盤は、1層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに適切な転圧機械を使用し十分締め固めること。

第4 仮復旧

- (1) 仮復旧は、道路復旧標準断面図（別図）により、埋め戻し後直ちに行わなければならない。
- (2) 仮復旧完了後は、直ちに占用工事等舗装仮復旧完了届（様式1）を道路管理者に提出しなければならない。
- (3) 占用者及び施工者は、仮復旧工事完了後から本復旧完了までの期間において、現場を巡視し、地盤沈下その他不良箇所が生じた場合は、直ちに材料補充等適切な措置を施し、交通の円滑を図らなければならない。

第5 本復旧

- (1) 本復旧は、仮復旧完了後3ヶ月から6ヶ月までを目途に、占用者又は占用者より委託を受けた者が行うものとする。

- (2) 道路法第 38 条第 1 項の規定による道路の占用に関する工事のうち、舗装工事については、道路管理者が受託できるものとする。なお、工事費は、道路法第 62 条の規定により占用者の負担とする。
- (3) 占用者は、本復旧を実施するにあたり、占用工事等舗装本復旧面積確認申請書（様式 2）を道路管理者に提出しなければならない。
- (4) 道路管理者は、本復旧の面積及び工法を確認し、占用工事等舗装本復旧面積確認書（様式 3）を占用者に送付するものとする。占用者は、その確認書に基づき本復旧工事を施工しなければならない。
- (5) アスファルト合材及びセメントコンクリートの混合、運搬、舗設、養生並びに品質管理等は、市が特に指示をする場合を除いて、(社)日本道路協会の「舗装の技術基準・同解説」、「舗装設計施工指針」及び「舗装施工便覧」に規定された方法に適合するものでなければならない。
- (6) 本復旧の舗装構成は、原則として現況舗装構成によるものとし、上層路盤以上を対象とする。ただし、舗装構成が不明な場合は、道路復旧標準断面図（別図）により施行するものとする。
- (7) 復旧範囲は、道路法施行規則第 4 条の 4 の 7 に規定された範囲内とするが、占用者の過度な負担とならないようにする。
- ア 影響範囲の幅は、現況路盤厚（下層路盤以上）と同値とし、現況路盤厚が不明なときは 30cm とする。
- イ 歩道は、一律、全幅復旧とする。
- ウ 無散水融雪工法の車道及び歩道舗装は、融雪版単位とし、構造等は道路管理者の指示を受けなければならない。
- エ 上記ア～イの区域外でも、その工事に起因して舗装に影響があるときは、道路管理者の指示する範囲を復旧範囲とする。
- オ 占用本復旧工事が完了したときは、直ちに道路管理者に占用工事等舗装本復旧完了届（様式 4）を提出し、工事の検査を受けなければならない。
- カ 占用者は、本復旧完了工事の検査において手直しの指示を受けたときは、速やかに手直しを行わなければならない。
- (8) コンクリート舗装の本復旧は、下記のとおりとする。
- ア コンクリート舗装の種類は、普通コンクリート舗装とし、版厚は、既存コンクリート舗装と同厚とする。使用するコンクリートは、生コン（曲げ）4.5 - 2.5 - 40 - N、又は、（曲げ）4.5 - 6.5 - 40 - N とする。
- イ 表面仕上げは、走行方向に対し直角に、はけ又はほうきによる粗面仕上げとする。
- ウ コンクリート版には、異形鉄線溶接金網 CD 6 - 15cm 網目を使用する。また、敷設位置は表面から 1/3 の位置とする。ただし、15cm 以下の版厚は中央と

- する。
- エ コンクリート舗装復旧の収縮、伸縮目地等は、占用前の目地位置のみとし、それ以外の打ち継ぎ目は、既存舗装版と一体構造となるよう施工する。
 - オ 一体構造とする打ち継ぎ目は、既存舗装の鉄筋と復旧する舗装の鉄筋を溶接するか、アンカー等を使用する。また、既存コンクリート面と復旧コンクリートが付着するよう、既存コンクリート面は粗面に加工する。
- (9) コンクリート舗装の目地の構造は、既存道路と同じ構造とするが、上級コンクリート舗装道路の目地の構造は、下記のとおりとする。
- ア 横収縮目地は、スリップバー、チェア、クロスバー等を使用したダミー目地又は、突き合わせ目地とする。
 - イ 横伸縮目地は、目地板とスリップバー、チェア、クロスバー等を使用し、目地に目地材を注入する。
 - ウ 縦目地は、タイバーを使用したダミー目地又は、突き合わせ目地とする。
 - エ 排水溝と接する膨張目地は、目地板を使用し、上部は注入目地とする。
 - オ 目地部及び縁部は、鉄筋D13を3本使用し、補強する。
- (10) アスファルト舗装での縦断占用で、占用箇所の厚密沈下がほとんど無く、道路構造物にも影響がない場合に限り、オーバーレイ工法とする事が有利な場合には、下記の範囲を基本とし、オーバーレイ工法とすることができる。
- ア 本復旧の範囲が、幅員の半幅を超える場合は全幅復旧とする。
 - イ 幅員の半幅内で占用工事を施工し、影響幅が片側幅員以内の場合は、半幅復旧とする。
 - ウ 幅員が4m未満の道路にあつては、全幅復旧とする。

第6 本復旧完了後の措置

本工事終了後であっても、明らかに占用者の瑕疵のため路面の補修が必要となったときは、占用者の負担において工事を行うものとする。

第7 疑義

この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は、道路管理者と占用者が協議するものとする。

附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(参考)

道路法

(道路管理者の道路の占有に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占有者の委託があつた場合においては、道路の占有に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。

- 2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(道路の占有に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占有に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占有につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占有に関する工事を行う場合も、同様とする。

道路法施行規則

(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

第四条の四の七 占有のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあっては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によって計算した n の値以下である場合又は n の値に一・二メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあっては、一・八メートル）を加えた値以上である場合にあっては、掘削部分の端からの距離が n の値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあっては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に〇・一を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$n = k \cdot t$$

（この式において k 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

- k セメント・コンクリート舗装の道路にあっては、一・四、アスファルト系舗装の道路にあっては、一・〇
 t 掘削部分の路盤の厚さ)

- 2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによっては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

(様式1) (第4(2)関係)

占用工事等舗装仮復旧完了届

年 月 日

飯山市長 あて

占有者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 道 第 号で許可のあった工事の舗装仮復旧
が完成したので通知します。

記

工事の目的		
路線名等	市道 ー 号 車道・歩道・その他 ()	
工事場所	飯山市	
工事概要	工事種別	工事数量
工事の期間	年 月 日～ 年 月 日	
施工者	直営・請負 施工業者 住 所 会社名 担当者 連絡先	
備考		

(添付書類) 写真

- 1 仮復旧工事完了後から本復旧完了までの期間において、現場を巡視し、地盤沈下その他不良箇所が生じた場合は、直ちに材料補充等、適切な措置を施すこと。
- 2 本復旧は、仮復旧完了後3ヶ月から6ヶ月以内に行うものとし、厚密沈下が止まりしだい、占用工事等本復旧面積確認申請書(様式2)を提出すること。

(様式2) (第5 (3) 関係)

占用工事等舗装本復旧面積確認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

占用者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 道 第 号で許可のあった工事の舗装本復旧面積の立ち会い確認をお願いします。

記

工事の目的		
路線名等	市道 ー 号 車道・歩道・その他 ()	
工事場所	飯山市	
工事者	工事種別	工事数量
工事の期間	年 月 日～ 年 月 日	
仮復旧の日	年 月 日	
施工方法	直営・請負 施工業者 住 所 会社名 担当者 連絡先	
備考		

(添付書類) 本復旧構造図 (案)、舗装本復旧展開図 (案)、既存の路盤の厚さがわかる写真等

(様式3) (第5(4)関係)

占用工事等舗装本復旧面積確認書

年 月 日

様

飯山市長

年 月 日付け 道 第 号で許可のあった工事の舗装本復旧の工法及び面積を下記のとおり確認しましたので、工事を実施してください。

工事の目的		
路線名等	市道 ー 号 車道・歩道・その他 ()	
工事場所	飯山市	
確認した復旧方法	工事種別(工法)	工事数量
施工者	直営・請負 施工業者 住所 会社名 担当者 連絡先	
備考		

(添付書類) 舗装面積展開図

